

重要なお知らせ

帯広市「株藤丸」発行の「全国百貨店共通商品券」をお持ちのお客様へ

—本年二月一日からの取扱停止と未使用券払戻しのお知らせ—

(株)藤丸は、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、令和五年一月三十一日をもって商品券等の利用を終了し、翌二月一日から、未使用商品券等の払戻しを開始することとなりました。

そのため、誠に申し訳ございませんが、(株)藤丸発行の全国百貨店共通商品券は、本年二月一日から、全国のご利用店舗でのお取扱いを停止させていたただくこととなりました。

何卒ご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお、(株)藤丸による未使用商品券等の払戻手続は、左記の概要で行われますので、お持ちのお客様は、同社宛にお申出くださいますよう併せてお願ひ申し上げます。

◆ 払戻申出期間

令和五年二月一日～令和五年四月三十日
午前十時～午後五時（土曜・日曜・祝日を除く。但し、令和五年四月二十九日、三十日は受付。）

※表記期間にお申出いただけない場合には、本払戻手続から除外されますのでご注意ください。

◆ 払戻方法

◆ 払戻申出期間内に左記「藤丸商品券払戻窓口」へご連絡下さい。
郵送対応をご案内いたします。

◆ 次に掲げる商品券等は払戻しができません。
偽造又は変造されたもの、証票番号の照合ができないもの、
毀損しているもの

◆ 本件に関するお問合せ先

藤丸商品券払戻窓口 電話 ○一五五一二七一三五五〇

（令和五年二月一日から令和五年四月三十日）

北海道帯広市西二条南八丁目一番地

全国百貨店共通商品券等発行会〔(一社)日本百貨店協会内〕